

II 申告方法

■確定申告（P6のフローチャート①に該当する方）

次の3つの中から選択してください

1. 自分で申告書を作成し、甲府税務署へ直接申告（詳しくは甲府税務署までお問い合わせください。）
2. インターネット（e-Tax）で電子申告（国税庁：<http://www.nta.go.jp/>）
※署名用の電子証明書付のマイナンバーカードまたは公的個人認証サービス付きの住民基本台帳カード、ICカードリーダライタ（家電量販店などで購入可）を用意のうえ申告をお願いします。
3. 市の相談会での申告（相談会日程はP8を参照）

■住民税申告（P6のフローチャート②に該当する方）

下記（Ⅲ、Ⅳ）に掲載してある必要な持ち物を持って市の相談会に行き、申告してください。（相談会日程はP8を参照）（P6のフローチャート③に該当する方）無収入の場合は電話でも申告可能。

III 申告時に必要な持ち物（確定申告、住民税申告）

■すべての方に共通

- ◎各種控除に必要な書類
生命保険料・地震保険料などの控除証明書、社会保険料・国民年金等の領収書、障害者手帳、医療費の明細書など
- ※書類が不足するとその控除の受付はできません。
- ◎印鑑
- ◎扶養（配偶者）控除の認定は、所得要件があるため、被扶養者の所得がわかる書類
- ◎マイナンバーカードまたは【番号確認書類+身元確認書類】（※写し可）

■営業等所得がある方

- ◎収入・支出金額がわかる書類（収支内訳書・領収書など）
- ※平成26年1月から、事業所得（営業、農業）・不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方に帳簿の記帳・保存が義務化されています。また、所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿などの保存が必要です。

■給与・年金所得がある方

- ◎所得税の源泉徴収票（原本）
- ※中途退職し再就職されなかった方は、以前勤務していた職場に請求してご用意ください。

■農業所得がある方

- ◎収入・支出金額がわかる書類（収穫量・販売数量、自家消費量、経費などを必ず集計してください。）
- ◎農協や市場などで発行する収支証明書や領収書
- ◎動力稲刈機や田植機などを買った、または買い替えた場合は、その領収書
- ◎大型農業用機械（農業用自動車・トラクター・コンバインなど）を買ったり、買い替えた場合は、販売証明書・領収書および保険料の領収書
- ◎耕作委託料などを支払った場合は、その領収書など（委託内容が明記されたもの）
- ◎堰費・土地改良費（維持管理費に限る）の領収書

IV その他申告が必要な方

■太陽光発電を行っている方

太陽光発電による売電収入がある場合、その収入は雑所得または事業所得となり、設置費や収入・経費のわかるものを整理して申告していただく必要があります。

※ご自宅の屋根に太陽光パネルを設置している方は申告が必要です。

■介護認定を受けている方

認定を受けている65歳以上の方で、常に就床を要し複雑な介護を必要とする方は、福祉事務所の証明があれば、特別障害者控除を受けられます。

■寄附金控除・政党等寄附金特別控除を受ける方

平成29年中にふるさと納税（ワンストップ特例申請者を除く）や日赤（山梨県支部）などへ寄附をした方は申告時に受領書などをご持参ください。

■「住宅借入金等特別控除」を受ける方

平成29年中に家を新築し、10年以上借入が

あり、適用条件に合致する場合には次の書類をご用意のうえ、申告することで10年間の住宅借入金等特別控除を受けることが可能です。

☆必要書類（新築の場合）

借入金の年末残高証明書、家屋の売買契約書、土地の売買契約書（土地も同時購入の場合）、家屋の登記事項証明書、土地の登記事項証明書（土地も同時購入の場合）など

※中古住宅の購入・増改築などについては別途税務署までお問い合わせください。

※平成21年から31年6月末までに居住し、所得税の住宅ローン減税制度（住宅借入金等特別控除）を受けた方で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人住民税において税額控除することとされました。（上限97,500円）

※平成26年4月以降に居住し住宅取得費等に係る消費税が8%の場合は上限が136,500円

V 市の相談会の日程 相談受付時間 9時～16時

受付日	曜日	対象地区	受付会場
2月16日	金	全域	穴山公民館（穴山ふれあいホール）
2月17日	土	休	休
2月18日	日	休	休
2月19日	月	全域	中田公民館
2月20日	火	全域	藤井公民館
2月21日	水	全域	穂坂公民館（穂坂コミュニティセンター）
2月22日	木	全域	円野公民館（つぶらの会館）
2月23日	金	全域	清哲公民館（清哲会館）
2月24日	土	休	休
2月25日	日	休	休
2月26日	月	全域	神山公民館（武田の里ふれあいホール）
2月27日	火	全域	旭公民館
2月28日	水	全域	大草公民館（大草ふれあいセンター）
3月1日	木	全域	竜岡公民館
3月2日	金	全域	市役所4階大会議室
3月3日	土	全域	市役所4階大会議室（休日対応）
3月4日	日	休	休
3月5日	月	全域	市役所4階大会議室
3月6日	火	全域	
3月7日	水	全域	
3月8日	木	全域	
3月9日	金	全域	休
3月10日	土	休	
3月11日	日	休	
3月12日	月	全域	市役所4階大会議室
3月13日	火	全域	
3月14日	水	全域	
3月15日	木	全域	

※お住まいの地区以外の会場でも相談を受付けます。ご都合に合わせてご来場ください。
 ※受付は、書類の提出ができる方から順次受け付けます。
 ※農業・営業所得などがある方は、収支をまとめて、医療費控除のある方は合計額を計算してから申告相談にお越しください。収支をまとめていただいてからの受付となります。なお、医療費控除をまとめる際には、人ごと、病院ごとに医療費を計算してください。
 ※会場で作成される方は、時間にゆとりをもってお越しください。

会場地図はこちらのQRコードよりご確認できません。会場名をクリックすると地図がでます。



※営業・農業・不動産の申告がある方は収支を整理してから申告会場にいらしてください。

VI その他の相談会

◇確定申告書作成相談会

税務署と県と市の共同開催で申告書作成相談会を行います。

※譲渡・贈与・相続についてはお受けできません。

■日時 2月14日（水）

10時～12時・13時～16時

■場所 葦崎市民交流センターニコリ1階

■問い合わせ 甲府税務署 ☎ 055-254-6105

◇税理士会による無料申告相談

◆年金受給者等に対する申告指導相談会

年金受給者および給与所得者で医療費控除を受けられる方等の税金還付の相談会です。

■日時 2月5日（月）・6日（火）

10時～11時30分・13時～15時30分

■場所 甲府市総合市民会館3階大会議室

◆無料申告相談【甲府税務署管内】

所得金額が多額な方、相談内容が複雑な方および譲渡所得がある方をご遠慮ください。

■日時・場所

2月1日（木）・2日（金）

甲府市北公民館3階大ホール

2月16日（金）

甲府市総合市民会館3階会議室4

2月19日（月）～2月22日（木）

甲府市総合市民会館2階講義室2

※受付時間（共通）

10時～11時30分・13時～15時30分

◆税理士記念日事業無料税務相談

譲渡・相続・贈与等の相談も受け付けます。申告書の提出はできません。

■日時 2月23日（金）

10時～11時30分・13時～15時30分

■場所 山梨県税理士会館

■問い合わせ 東京地方税理士会甲府支部

☎ 055-233-1318

医療費控除は領収書の提出が不要となりました

医療費控除は、平成29年中に、本人や本人と生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費をもとに所得税や住民税を減額することをいいます。

※支払った医療費が返ってくるものではありません。栄養ドリンクなどは対象となりませんが、市販の風邪薬や胃腸薬は対象となります。

また、おむつやストマについては医師が発行した「使用証明書」により対象となります。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出が必要なくなり、明細書の添付のみとなりました。

ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

■問い合わせ
 ・甲府税務署
 ☎ 055-254-6105
 ・税務課 市民税担当
 ☎ 055-253-1555
 （内線1533-1555）